

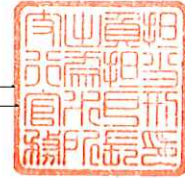
入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月8日

支出負担行為担当官

水戸刑務所長 伊藤 譲 二



1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

平成21年度 水戸刑務所保護室棟等新営工事

(2) 工事場所

水戸刑務所

(3) 敷地面積

68,556.29m² (庁舎敷地面積)

(4) 工事内容

ア 棟名 保護室棟等 建物用途 収容棟(第1類 共同住宅, 寄宿舍等)

構造・階数 RC造1階 建築面219m² 延べ面積219m²

イ 棟名 渡り廊下 建物用途 渡り廊下(第1類 倉庫)

構造・階数 S造1階 建築面積83m² 延べ面積83m²

(5) 工期

平成22年3月26日まで

(6) 使用する主要な資機材

鉄筋 約54t, コンクリート 約393m³, 鉄骨 約6t

(7) その他

この工事は、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本件工事の業種区分において、法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 法務省の平成21・22年度における建設工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850点以上1,000点未満(Cランク)であること。

(4) 平成8年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡し完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本件工事と同種又は類似の新営工事のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、原則として、建物1棟で判断する（ただし、法務省収容施設において、一契約で複数棟を一括して施工した場合には、その延べ面積、構造及び階数を施工実績として認める。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途にかかる部分及びこれに付随する共用部分にかかる延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア 同種工事

(7) 建物用途 庁舎（法務省収容施設を含む。）

(イ) 構造・階数 S造、RC造又はSRC造平屋建以上

(ウ) 建物規模 延べ面積 219㎡以上

(I) 工事種目 建築一式工事

イ 類似工事

(7) 建物用途 事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

(イ) 構造・階数 S造、RC造又はSRC造平屋建以上

(ウ) 建物規模 延べ面積 219㎡以上

(I) 工事種目 建築一式工事

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本件工事に専任で配置することができること。

ア 一級建築一式施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であ

ること。

イ 平成8年度以降に、元請として完成引渡し完了した上記(4)ア又はイに掲げる工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ウ 所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と3か月以上の雇用関係にあること。

- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと(事業協同組合についても同様とする。)
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注業者でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
- (10) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、法務省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 茨城県又はその隣接県(栃木県、福島県、千葉県及び埼玉県)に建設業法の許可(本件工事に対応する建設業種)に基づく本社(本店)、支店又は営業所が所在すること。

3 入札手続等

- (1) 連絡先 〒312-0033 住所 茨城県ひたちなか市市毛847
水戸刑務所総務部用度課
電話番号 029-272-2424
- (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法
 - ア 入手期間
平成22年1月8日(金)から同年1月20日(水)まで
 - イ 入手方法

上記(1)において交付（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。）。

なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

平成21年1月8日（金）から同年1月20日（水）まで

イ 提出場所

上記3(1)に同じ

ウ 提出方法

別紙申請書に平成21・22年度の法務省一般競争（指名競争）参加資格に係る資格決定通知書の写しを添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日 時 平成21年2月10日（水） 2時00分

イ 場 所 茨城県ひたちなか市市毛847

水戸刑務所庁舎2階会議室

ウ 提出方法 持参すること（郵送は認めない）。

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店日本銀行水戸代理店「常陽銀行本店」）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店日本銀行水戸代理店「常陽銀行本店」）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で

最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定技術者の確認等

落札決定後、工事実績情報システム等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格及び施工実績について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(7) 手続における交渉の意図の有無

無

(8) 契約書の作成の要否

要

(9) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。